

## 7 夏の交通安全運動

### 1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

### 2 運動の期間

7月11日から7月20日までの10日間

### 3 運動の重点等

#### (1) 運動の基本

こどもと高齢者の交通事故防止（高齢運転者の交通事故防止を含む）  
～歩行者ファースト意識の浸透～

#### (2) 運動の重点

ア 飲酒運転等の危険運転の防止

イ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底

ウ 自転車の安全利用の促進

エ 横断歩行者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者優先の徹底）

### 4 主な推進事項

推進項目	推進事項
こどもと高齢者の交通事故防止(高齢運転者の交通事故防止を含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 夏休み中におけるこどもの交通事故防止を図るため幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を徹底する。</li><li>○ 広報啓発活動等を通じて、高齢者自身に身体機能の変化への的確な認識を持ってもらうとともに、これに基づく安全行動を促進する。</li><li>○ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を促進する。</li><li>○ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示促進と高齢運転者標識を表示している自動車に対する保護義務の周知を徹底する。</li><li>○ こどもと高齢者に対する思いやりのある運転を促進する。</li><li>○ 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材用品等の利用を促進する。</li><li>○ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルールと交通マナーの理解向上と安全行動の促進を図る。</li><li>○ 令和8年9月1日から施行される生活道路における自動車の法定速度の引き下げについて周知を図る。</li><li>○ 生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検による危険箇所の把握とハード・ソフト両面からの総合的な対策の促進を図る。</li></ul>

<p>飲酒運転等の危険運転の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じて、飲酒運転や妨害運転の防止に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転等危険運転を絶対に許さない環境づくりを促進する。</li> <li>○ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止を徹底する。</li> <li>○ ハンドルキーパー運動を促進する。</li> <li>○ 飲酒運転等の悪質性・危険性を理解させるための運転者教育を推進する。</li> <li>○ 運行管理者や安全運転管理者等のアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認及び記録を徹底する。</li> <li>○ 運行管理者による運転前後のアルコール検知器を使用した検査等、体調管理と飲酒運転の根絶に向けた取組を実施する。</li> <li>○ 交通指導取締りを強化するとともに、初心運転者講習や運転免許更新時等における交通安全教育を徹底する。</li> </ul>
<p>後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用について、周知徹底を図る。</li> <li>○ シートベルトとチャイルドシートを体格に合わせた正しい姿勢で使用することについて広報啓発を行い、6歳以上のこどもであっても、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない場合はチャイルドシートを使用させることについて周知を図る。</li> <li>○ 高速乗合バス、貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化する。</li> </ul>
<p>自転車の安全利用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知を徹底し、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図る。</li> <li>○ 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルール・マナーの周知を徹底する。</li> <li>○ 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務であることを周知し、着用を促進する。</li> <li>○ 自転車乗車中の「ながらスマホ」の禁止と、自転車による酒気帯び運転や同乗行為、運転者に対する酒類提供・自転車提供の禁止について周知を図る。</li> </ul>
<p>横断歩行者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者優先の徹底） ～歩行者ファースト意識の浸透～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転者に対する横断歩道通過時の安全確認と歩行者優先を徹底するために歩行者ファースト意識の浸透を図る。</li> <li>○ 歩行者に対する安全な横断方法と確実な安全確認（横断する意思表示の方法）の指導啓発を図る。</li> </ul>
<p>広報・啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報を実施する。</li> <li>○ 各種会議、会合等において、職員に運動の趣旨を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を徹底する。</li> </ul>